

社会福祉学教育における「正義」の位相

北海道医療大学 志水 幸 (1727)

キーワード：ソーシャルワーク、社会福祉、正義

1. 研究目的

社会福祉学教育は、これからの正義をどう語るべきなのか。これは、一つの難問である。しかしながら、その教育の前提において、IFSWの「ソーシャルワークの定義」を基盤(合意)とする限りは、この難問に対する一定の立場を明言すべきことは教員の使命である。

翻って、いわゆる社会福祉学教育は、自発的行為を源流とする“ソーシャルワーク”と、制度的再分配に端を発する“社会福祉”の位相を包摂するものである。したがって、当該教育における正義は、一般論的に言えば異なる文脈的規範を内包することになる。

そこで、本研究では、あらためて社会福祉学教育における原理教育確立の構想に資するべく、正義概念の整序と教育課程における位置づけについて検討する。

2. 研究の視点および方法

社会福祉学教育、とりわけ専門職養成教育に係る教育課程編成の内的基準として、IASSWおよびIFSWによる「ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準」¹、(社)日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門教育委員会による「社会福祉学コア・カリキュラム」²、通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」³がある。

さて、当該テーマの解明に当たって想定される課題は、以下の4点に集約される。第1に、先述の内的基準の中で、正義を含む価値や倫理等の原理的課題がどのように位置づけられているのかについて確認する。第2に、原理教育検討の射程を大学における社会福祉学教育に限定した場合、いわゆる教養教育と専門教育との接合のあり方(外的基準としての高等教育政策の動向)に踏み込んだ議論が求められる。⁴第3に、教育すべき原理の内実を問わねばならない。この点については、一方で哲学史における知見を援用しつつも、他方では社会福祉をどう捉えるのかに係る前提の構築が求められる。第4に、授業形態(講義・演習等)を含む具体的な教授法(教材研究を含む)の開発に係る課題となる。

本研究では、第1～2のテーマについて中心的に議論しつつ、第3のテーマについても

¹ 国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)・国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)・社団法人日本社会福祉教育学校連盟(2009)『ソーシャルワークの定義、ソーシャルワークの倫理：原理についての表明、ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準』相川書房。を参照されたい。

² (社)日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門教育委員会編(2010)『コア・カリキュラムに関する資料集』(社)日本社会福祉教育学校連盟。を参照されたい。

³ 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修(2009)『改訂版 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規。を参照されたい。

⁴ この点については、日本学術会議・日本の展望委員会・知の創造分科会(2010)『提言 21世紀の教育と教養教育』日本学術会議。が参考となる。

一定の立場を表明したい。なお、第4のテーマについては、今後の課題としたい。

3. 倫理的配慮

本研究は、多数の文献・資料等を素材とする文献研究である。したがって、文献・資料等の引用にあたっては、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」における諸規定を遵守するものである。

4. 研究結果（結果の詳細については、当日配布資料を参照されたい）

〔内的基準における位置づけ〕紙片の都合により、ここでは一例として、厳格な規律密度を有する社会福祉士養成教育課程における原理教育に係る位置づけを確認する。通知教育内容の中で、“原理”“倫理”（なお、“価値”の使用例は無い）の語が使用されている箇所は、[現代社会と福祉]の「福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する」、[相談援助の基盤と専門職]の「相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する」、[相談援助実習指導]の および[同実習]の「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を修得する」である。ここから、原理的課題については、講義・(演習)・実習を通じた一貫教育の必要性が看取される。しかし、事はそう直截ではない。陥穽は、[現代社会と福祉]の中で分配的正義が語られ、その他の科目では交換的正义が語られることにある。

〔教養教育と専門教育との接合〕本来、ある学問分野の前提や到達点を再審問すべき原理的問いは、哲学や倫理的教養の守備範囲でもある。脚注4の資料では、新たな時代の教養教育を人間性や判断力の涵養を図る「共通基礎教養」、教養教育と専門教育とが重なり合う「専門基礎教養」、専門教育それ自体が教養教育の一翼を担う「専門教養教育」に分類している。ここから、知識（技術や態度を含む）の順次性・系統性に係る検討の必要性が示唆される。デュプロマ・ポリシーを明確に体现した体系的な教育課程の構築が望まれる。

〔正義に係る言説の地平〕哲学史における正義の言説を制度的再分配の視点から抽出すれば、功利主義（ベンサム） リベラリズム（ロールズ） コミュニタリアン（サンデル）の流れに整序される。これらの適用限界を問うことは、“社会福祉”の位相における分配的正義に係る議論となる。他方、柄谷行人（2010）は、交換様式の視座から社会構成体を資本（商品交換）＝ネーション（互酬制）＝国家（略取 再分配：制度的再分配）として捉える枠組みを措定した。⁵この内、ネーションを基底とする議論が“ソーシャルワーク”の位相における交換的正义に係る議論となる。専門職制の確立は、いわば「ソーシャルワークの社会的再編」⁶である。そこでは、ソーシャルワーカーが、本来、異なる位相における規範の内面化・統合化（アイデンティティの確立）に向けて苦慮することが懸念される。ここに、「社会福祉をどう捉えるのか」という本質をめぐる問いが立ち現れるのである。

⁵ 柄谷行人（2010）『世界史の構造』岩波書店、を参照されたい。なお、括弧内は、報告者が便宜上付したものである。

⁶ 志水幸（2005）「社会福祉の理念と概念」足立勲編『新・社会福祉原論』みらい、を参照されたい。